

「工事契約に関する会計基準」の適用について

平成19年12月27日企業会計基準委員会より「工事契約に関する会計基準」が公表され、従来、長期請負工事に関する収益の計上については「工事進行基準」と「工事完成基準」の選択適用が認められていたが、本会計基準の適用により、「仕事の完成に対して対価が支払われる請負工事のうち、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事契約」については、「工事進行基準」の適用が強制されることとなった。

公社会計基準委員会は、当会計基準の公社会計への適用について検討した結果、下記のとおり、公社会計基準としては、最近の企業会計の動向等を踏まえ、その適用を見送り、現行の会計処理を維持することとする。

記

1 当会計基準の対象となる工事契約

公社が請負工事の施工者として設立団体や民間オーナー等から受託する住宅や施設の「受託建設工事契約」などが対象となる。

2 現行の公社会計基準

＜会計基準第28の2（実現主義の原則）＞

事業収益は、実現主義の原則に従い、分譲事業の販売又は賃貸管理等の役務の給付によって実現したものに限る。

ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積もり、これを当期の損益計算に計上することができる。

(※ すなわち、公社会計基準は、「工事進行基準」を選択適用できるとしている。)

3 公社会計基準としての基本的考え方

公社会計基準委員会は、当会計基準の適用については、下記のとおり、公社の受託工事契約の特殊性や企業会計の新たな動向等を踏まえ、当分の間、「工事契約に関する会計基準」の適用は見送り、現行の公社会計基準を維持するものとする。

(1) 公社の長期請負工事契約の特殊性

- 公社事業の長期請負工事は、その大部分が設立団体や民間オーナーなどとの受託契約であり、その契約期間は長くとも1年から2年程度で比較的短期間であること。
- また、その受託請負工事は、設立団体にあってはその予算計上との関係で工事の進捗に応じた収入が確保できるとは限らないこと。また、民間土地所有者等との契約は、比較的小規模な賃貸住宅建設工事であるなどから、「工事進行基準」の事業収益の平準

化が図られるといった利点が実務上において大きな作用と成り得ていないこと。

➤ したがって、現在、「工事進行基準」を採用している公社は僅かであること。

(2) 新たな企業会計の動向

現在、企業会計委員会で進められている I F R S (国際財務報告基準)へのコンバージェンスの観点からの議論は、「リスクと経済価値が顧客に移転する時点で収益を認識すべき」とし、「工事完成基準」が原則で、「工事進行基準」は細かく引渡し契約を結んだ場合など特殊なケースとしている。

一方、平成 21 年 9 月企業会計基準委員会から公表された「収益の認識に関する論点の整理」では、「一定の条件を満たす限り、工事進行基準による収益認識を求めるという現行のあり方を維持すべきである。」としている。

こうした企業会計における議論の今後の動向を見極める必要がある。

<参考>

「工事契約に関する会計基準」の概要

1 工事進行基準の強制適用

工事契約に関して、工事の進行途上においても、その進捗部分について成果の確実性が認められる場合には「工事進行基準」を適用し、この要件を満たさない場合には「工事完成基準」を適用する。

成果の確実性が認められるためには、次の各要素について、信頼性をもって見積ることができなければならない。

- ① 工事収益総額の信頼性、② 工事原価総額の信頼性 ③ 工事進捗度の信頼性

2 適用対象

適用対象は、仕事の完成に対して対価が支払われる「請負工事」のうち、基本的な仕様や作業内容を顧客の指図に基づいて行う工事契約である。

したがって、工事設計や労働のみを提供するような契約は対象とならない。

3 会計処理

(1) 決算日における「工事進捗度」に対応する工事収益及び工事原価を計上する。

(2) その他の会計処理

- ① 工事収益に対応する未収債権の計上 → 貸倒引当金
- ② 工事原価が工事収益を上回る場合（赤字工事）の会計処理

工事損失引当金繰入額（売上原価）／工事損失引当金（流動負債）

4 適用時期

「平成 21 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用する。ただし、平成 21 年 3 月 31 日以前に開始する事業年度から適用できる。」